



「いじめ防止強化月間」のお知らせ ～いじめの撲滅に向けた取り組みを進めます～

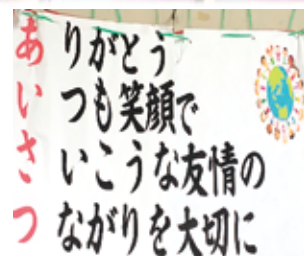
県では、「三重県いじめ防止条例」を施行し、社会総がかりでいじめの問題を克服するために、毎年4月と11月をいじめ防止強化月間としています。本市においても、「亀山市いじめ防止基本方針」に沿い、各学校で「学級での仲間づくり」や「いじめを絶対に許さない心の育成」などの集中取組を行っています。いじめ撲滅に向けて、いじめ問題について考え、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校では、4月に引き続き、11月のいじめ防止強化月間を設定し、いじめ防止の取り組みを進めます。

各学校のいじめ防止の取り組み

- いじめは卑劣で卑怯な行為であることを理解させる道徳教育・人権教育の充実
- 学期に1回のアンケート調査や個人面談の実施
- 「いじめ早期発見のための気づきリスト」改訂版の活用
- スクールカウンセラーなどによる相談体制の充実

いじめ防止強化月間 ～4月の取り組みの一例～

- ピンクシャツ運動を行った（カナダで始まったいじめ防止の取り組み）
- いじめ防止標語やいじめ防止ポスターを制作し、校内へ掲示し、啓発を行った
- 安心して生活できる学級づくりに向けて考える機会を設けた



一方で、いじめは、学校の取り組みだけでなくすることはできません。いじめは、大人から見えないところで起こります。いじめをなくすためには、保護者・家庭や地域の皆さんの力がとても重要になってきます。いじめの撲滅・未然防止および早期発見・早期対応に向けて、みんなで協力して取り組んでいかなければならないと考えます。皆さんのできることをそれぞれの立場、役割で実践していただき、子どもの安心安全な場づくりへのご協力をよろしくお願いします。

～保護者・家庭で意識してほしいこと～

- 子どもとの会話を大切にする（いじめていないか、いじめられていないか）
- 子どもたちが発するサインをキャッチする
- 子どもが助けを求めやすい環境づくり
- 子どもの自尊感情を高める日常の言葉掛け
- 親子で共感できる活動（「かめやまお茶の間10選（実践）」など）（家族で話す時間や一緒に活動する時間を増やす）

～地域でできること～

- 日常的な地域の子どもたちの見守りや声掛け
- 地域の子どもが安心して過ごすことができる環境づくり
- 地域の子どもとして守り、育てる環境づくり
- いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合、学校や教育委員会など関係機関への情報提供や相談
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくり

～保護者・家庭で子どもに伝えてほしいこと～

- 人に嫌な思いをさせない、傷つける行為はしない
- いじめをすることは卑劣・卑怯な行動であり、人権侵害行為であることを理解させる
- いじめは絶対にしない（いじめを絶対に許さない姿勢の育成）
- いじめ行為を見掛けたら必ず止める（正しい行動をとれるようになる）
- 自分で止めることができれば、大人に相談する

★いじめなど、心配になったときの相談窓口★

●いじめ電話相談 ☎059-226-3779

そのほか、各種相談機関は
右の二次元コードをご参照ください。



●いじめに関する市の相談窓口

学校教育課教育研究グループ ☎84-5077